

諸外国の審理期間との比較
(民事第一審通常訴訟・1997年)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
訴訟新受件数	15,670,573	2,338,145	2,109,251	1,114,344	422,708
平均審理期間 (月)	8 (連邦地裁・中位数)	41 (高等法院)	6.6 (地裁)	9.1 (大審)	10.0(地裁・平均) 4.27 (地裁・中位数)
判決率(%) (地裁レベル)	3.3 (州・92年)	26.7 (高等法院)	28.3 (地裁)	74.3 (大審・95年)	29.1
控訴率(%) (地裁レベル)	16.8 (連邦地裁)	19.8 (高等法院)	57.8 (地裁)	18.3 (大審・95年)	21.1
取消率(%) (高裁レベル)	14.6	32.1	48.3	23.9 (95年)	23.0

(注)

1 訴訟件数について

- 日本 - 地方裁判所民事通常第一審訴訟新受件数(146,588)と簡易裁判所民事通常第一審訴訟新受件数(276,120)の合計
- アメリカ - 連邦地方裁判所の民事トライアル事件の新受件数(272,027)と州の裁判所の民事トライアル事件(15,398,546)の合計(日本における簡易裁判所に相当する事件数は算入されていない。)
- イギリス - 高等法院大法官部の新受件数(7,065), 同女王座部の新受件数(121,446), 同オフィシャルレフリー部の新受件数(756)及びカウンティコート民事訴訟事件の新受件数(2,208,878)の合計
- ドイツ - 地方裁判所の訴訟事件の新受件数(422,407)と区裁判所の訴訟事件の新受件数(1,686,844)の合計
- フランス - 大審裁判所の訴訟事件の新受件数(644,900)と小審裁判所の訴訟事件の新受件数(496,444)の合計

2 平均審理期間について

- アメリカ - 連邦地方裁判所の既済事件全体のうち、訴え提起から終局に至るまでの中位数。なお、トライアルに至った事件の中位数は18か月。
- イギリス - 高等法院普通法部においてトライアルの申込みが行われた事件における審理期間

3 判決率について

- 日本 - 地方裁判所民事通常第一審における既済事件数に対する対席判決事件数の割合。なお、欠席判決を含む判決事件数全体の割合は49.6%
- アメリカ - 全米の一般的管轄の州裁判所のうち、大規模庁45庁においてトライアルに至る事件の割合(陪審によるトライアルが1.8%, 裁判官によるトライアルが1.5%)
- イギリス - トライアルで開始された事件(4,077)のうち、判決で終局した事件数(1,090)の割合
- ドイツ - 地方裁判所における既済事件(423,628)のうち、争訟判決の数(120,041)の割合

4 控訴率について

- 日本 - 地方裁判所民事第一審訴訟事件判決数に対する高等裁判所民事控訴事件新受件数の割合
- アメリカ - 控訴審における新受件数(35,414)に対する連邦地方裁判所における既済事件数(249,336)のうち、裁判所の関与を経て終局した事件数(210,791)に対する割合。
- イギリス - 高等法院女王座部において判決により終局した事件数(1,090)に対する控訴院の新受件数(216。ディベジショナルコート、海事法部及び商事法部を除く。)の割合
- ドイツ - 地方裁判所における争訟判決数(120,041)のうち、高等裁判所の新受件数(69,333)の割合

5 取消率について(フランスについては、第一審が簡易裁判所レベルのものを含んだ数値である。)

- 日本 - 高等裁判所民事控訴審訴訟事件判決数に対する地方裁判所第一審判決が取り消された事件数の割合
- アメリカ - 控訴裁判所において判決により終局した民事事件数(10,254。在監者訴訟を除く。に対する、原判決が破棄された事件数(1,287)及び差し戻された事件数(208)の割合
- イギリス - 控訴院において判決により終局した事件数(109)に対する、控訴が認容された事件数(35)の割合
- ドイツ - 高等裁判所における争訟判決による終局事件(28,771)のうち、第一審手続の瑕疵に基づく差戻し(1,587)並びに第一審判決の変更及び自判(12,313)を合計したものの割合